

# 東京都特定機能病院連絡協議会設置要綱

平成27年11月17日 27福保医政第1435号

## (目的)

第1 東京都の施策に関して、東京都、特定機能病院及びその他関係機関の意見交換及び連絡調整を行うため、「東京都特定機能病院連絡協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 1 東京都、特定機能病院及びその他関係機関の意見交換及び連絡調整に関すること
- 2 特定機能病院相互間の意見交換及び連絡調整に関すること

## (協議会の構成)

第3 協議会の委員は、特定機能病院に所属する者、東京都医師会、関係医療機関及び行政関係者等のうちから、福祉保健局長が委嘱し、又は任命する。

## (委員の任期)

第4 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 棚欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

## (会長)

第5 協議会に会長を置く。

- 2 会長は医療政策部長とする。
- 3 会長は、協議会の会務を総理する。

## (招集等)

第6 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。
- 3 委員は、代理者を出席させることができる。

## (協議会の公開等)

第7 協議会の会議（以下「会議」という。）及び会議に係る会議録等は、原則として公開する。

## (庶務)

第8 協議会の庶務は、福祉保健局医療政策部医療政策課において処理する。

## (委員への謝礼の支払い)

第9 第6による協議会への委員の出席及び会長に求められて会議に出席した委員以外の者に対して謝礼を支払うこととする。

なお、月の初日から末日までに開催した協議会への出席に対する謝礼の総額を翌月の末日までに支払うものとする。

## (補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、事業の実施及び協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要綱は、決定の日から施行する。